

2026年2月

ご加入者等の皆様

ニッセイアセットマネジメント株式会社

「ニッセイ／パトナム・ユーロインカムオープン」
繰上償還予定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、「ニッセイ／パトナム・ユーロインカムオープン」（以下「ファンド」といいます）につきまして、2026年11月16日をもちまして繰上償還を実施させていただきます予定です。

なお、この度の繰上償還に関して、ご加入者等の皆様にご対応いただくお手続きはございません。

本お知らせの趣旨についてご高察のうえ、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還の理由

ファンドは2002年7月26日の設定以来、中長期的に安定した収益の確保および投資信託財産の成長を目標とする基本方針に基づき、運用を行ってまいりました。今般、運用の再委託先であるフランクリン・テンプレトン社より運用資産（マザーファンドの残高）の減少傾向が継続しており、今後さらに残高が減少した場合には、運用の基本方針に沿った運用や十分な分散投資が困難となるおそれがある旨の申し出がございました。このような状況を踏まえ、受益者の皆様からお預かりしている運用資産をお返しすることが最善であると判断し、ファンドの信託終了（繰上償還）を行いたく存じます。

<ご参考：繰上償還手続きについて>

- ・ファンドは2007年9月30日の新法施行前に設定されたため、旧「投資信託及び投資法人に関する法律（旧法）」に基づき繰上償還手続きを実施します。旧法では「異議申立の受付」によって繰上償還の可否を決定します。
※異議申立＝反対した受益者の受益権口数の合計が受益権総口数の1/2以上を超えない限り、繰上償還が成立する方式。異議申立期間は1カ月以上設ける必要あり
- ・販売会社様には、当社が作成する受益者交付書面等を受益者様に配布して頂くなど、一定の手続きを別途書面にてご依頼させて頂いております。何卒ご理解の程、よろしく申し上げます。
- ・当該手続きは、確定拠出年金制度においては、資産管理機関様に対して行われるものであり、ご加入者等の皆様に対して行われるものではありません。なお、償還を行わないこととなった場合には、ご加入者等の皆様には、別途、ご案内いたします。

以上

<このお知らせに関するお問い合わせ先>
ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター
0120-762-506
受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日を除く）